

産後ケア事業変更のお知らせ

令和8年4月1日より、産後ケア事業が下記のとおり、変更されますのでお知らせします。詳しくは、別紙チラシをご参照ください。

※産後ケア事業が広域化され和歌山県と委託契約を行った施設が利用可能となります。

(利用可能施設は和歌山県ホームページ「産後ケア」に掲載予定、現在作成中ですので4月以降に検索ください)

※利用施設によって自己負担料金以外に別途費用が必要な場合がありますので事前に利用施設に確認をお願いいたします

	令和8年3月31日まで	令和8年4月1日から								
通所型 (デイサービス)	利用時間 2～3時間未満/1回 自己負担料金 800円	利用時間 2時間まで 自己負担料金 500円	利用時間 2～4時間 自己負担料金 1,000円							
宿泊型 (ショートステイ)	<ul style="list-style-type: none"> ・利用可能回数 7回(最大6泊7日) ・利用時間 1日/1回 ・利用料金 課税世帯標準料金(補助なし):10,000円 <p style="text-align: center;">【例:1泊2日の場合:2回分利用】</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="border-bottom: 1px solid black; text-align: center;">3月1日 10時入所</td> <td style="border-bottom: 1px solid black; text-align: center;">3月2日 10時前退所</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; border: 1px solid black; border-radius: 10px;">1回</td> <td style="text-align: center; border: 1px solid black; border-radius: 10px;">1回</td> </tr> </table>	3月1日 10時入所	3月2日 10時前退所	1回	1回	<ul style="list-style-type: none"> ・利用可能回数 6回(最大6泊7日) ・利用時間 24時間(入所から退所まで)/1回 ・利用料金 課税世帯標準料金(補助なし):5,000円 <p style="text-align: center;">【例:1泊2日の場合:1回分利用】</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="border-bottom: 1px solid black; text-align: center;">3月1日 10時入所</td> <td style="border-bottom: 1px solid black; text-align: center;">3月2日 10時前退所</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; border: 1px solid black; border-radius: 10px;">1回</td> <td></td> </tr> </table>	3月1日 10時入所	3月2日 10時前退所	1回	
3月1日 10時入所	3月2日 10時前退所									
1回	1回									
3月1日 10時入所	3月2日 10時前退所									
1回										



★宿泊型未使用の方へ

4月以降に利用を希望される場合、新制度適用の手続きのため、事前に処理をする必要があります、宿泊型の利用券を4月1日以降に健康増進課または各行政局住民福祉課へご持参ください。

(R8年3月31日までに、宿泊型を1回でも利用された方は、手続きは必要ありません。)

お問い合わせ先	住所	電話番号
田辺市役所 健康増進課	田辺市東山一丁目5番1号	0739-26-4901
龍神行政局 住民福祉課	田辺市龍神村西376	0739-78-0820
中辺路行政局 住民福祉課	田辺市中辺路町栗栖川396-1	0739-64-0502
大塔行政局 住民福祉課	田辺市鮎川2567-1	0739-48-0301(代表)
本宮行政局 住民福祉課	田辺市本宮町本宮219	0735-42-0004